人権問題・権利擁護に関する関係機関

〇内容ごとの主な関係機関

〇人権問題に関すること	鳥取県人権局人権・同和対策課、鳥取県隣保館連絡協議会
〇子どもの人権等に関すること	鳥取県福祉相談センター(中央児童相談所)、児童相談所
〇成年後見制度に関すること	とっとり東部権利擁護支援センター、中部成年後見支援センター、西部後見サポートセンター
〇日常生活自立支援事業に関すること	市町村社会福祉協議会(別表参照)

	機関・団体名	連絡先	業務内容等
東部圏	鳥取県福祉相談 センター (鳥取県中央児童 相談所)	鳥取県福祉相談センター 児童相談課 (鳥取県中央児童相談所) 連絡先 児童相談課 住所 680-0901 鳥取市江津318-1 電話 0857-23-6080 FAX 0857-21-3025 e-mail fukushisodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/ 担当圏域 鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・ 八頭町	・鳥取県中央児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じており、その内容により調査・心理診断・医学診断等を行っています。 ・こうした相談のほかに、施設入所・里親委託などいわゆる措置の機能と、必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。 ・ヤングケアラーに関する相談窓口を開設しています。(ヤングケアラーに関する相談電話は、「0857-29-5460」です。)
域	とっとり東部 権利擁護支援 センター (アドサポセンター とっとり)	窓口名 アドサポセンターとっとり 住 所 680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階 電 話 0857-30-5885 FAX 0857-30-5886 e-mail adsuppo-tottori@googlegroups.com HP URL http://adsuppo.net/adsuppo/ 担当圏域 鳥取市 八頭町 岩美町 若桜町	・成年後見受任者に対する支援 ・虐待やその他の権利擁護に関する相談 ・後見人の斡旋 ・市民後見人の育成 ・権利擁護に関する支援を推進させるためのネットワークの構築及び活
_	鳥取県中部総合 事務所県民福祉局 倉吉児童相談所	窓口名 相談課 住 所 682-0881 倉吉市宮川町2丁目36 電 話 0858-23-1141 FAX 0858-23-6367 e-mail kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshijidou/ 担当圏域 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴 浦町、北栄町	・倉吉児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じており、その内容により調査・心理診断・医学診断等を行っています。・こうした相談のほかに、施設入所・里親委託などいわゆる措置の機能と、必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。・令和3年度からは、ヤングケアラーに関する相談窓口を開設しています。(ヤングケアラーに関する相談電話は、「0858-22-4152」です。)
中部圏域	中部成年後見支援センター「ミットレーベン」	窓口名 住 所 682-0816	中部地区にお住まいの高齢者・障がい者の方の権利擁護に関する相談窓口です。 開所日:月曜日~金曜日 相談受付時間:9:00~17:00 事業内容 ① 成年後見制度についての相談、情報提供 ② 親族で後見人をされている方の相談支援 ③ 成年後見制度利用のための申立の手続き支援 ④ 法人後見の受任や成年後見人等候補者推薦団体との連絡調整 ⑤ 成年後見制度の広報、啓発、研修会の開催など

_				
		鳥取県西部総合 事務所 県民福祉局 米子児童相談所	窓口名 相談課 住 所 683-0052 米子市博労町4丁目50 電 話 0859-33-1471 FAX 0859-23-0621 e-mail yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagojidou/ 担当圏域 米子市、境港市、日吉津村、大山 町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府 町	・米子児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じており、その内容により調査・心理診断・医学診断等を行っています。・こうした相談のほかに、施設入所・里親委託などいわゆる措置の機能と、必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。・令和3年度からは、ヤングケアラーに関する相談窓口を開設しています。(ヤングケアラーに関する相談電話は、「0859-33-2020」です。)
	西部圏域	西部後見サポート センター うえるかむ	窓口名 西部後見サポートセンター うえるかむ 住 所 683-0811 米子市錦町1-139-3 (米子市福祉保健総合センター ふれあいの里内) 電 話 0859-21-5092 FAX 0859-21-5094 e-mail nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp HP URL https://houki.net 担当圏域 鳥取県西部圏	当法人は、2012年4月10日より、鳥取県西部地域(米子市、境港市、西伯郡及び日野郡をいう)とその周辺地域における、高齢者及び障がいのある人についての権利擁護推進を目的として設立した団体で、法律職(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)と福祉職(社会福祉士、精神保健福祉士等)、市民後見人によるネットワーク団体です。鳥取県、鳥取県西部市町村からの委託を受け、成年後見制度や虐待等の権利擁護に係る相談、法人後見の受任、市民後見人の養成、法人後見の立上げに係る支援、各種権利擁護に係る講師派遣等を実施しております。電話、メール、来所、訪問による相談を受け付けておりますので、まずはお問い合わせください。相談は無料です。開所日:月曜日~金曜日(土・日・祝日除く)相談受付時間:9:00~17:00
	全県域	鳥取県人権尊重 社会推進局 人権・同和対策課	窓口名 鳥取県人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 住 所 680-8570 鳥取市東町1丁目220 電 話 0857-26-7073 FAX 0857-26-8138 e-mail jinken@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/ 担当圏域 県内全域	人権意識の啓発・醸成、人権尊重の社会づくり相談ネットワーク(人権相談、人権救済)による解決の促進、北朝鮮による拉致被害者等の帰国支援、ユニバーサルデザイン(UD)の推進、同和問題啓発の推進、隣保館運営費・整備費への助成及び運営指導【人権相談窓口】 〇県庁人権尊重社会推進局(県庁本庁舎5階) 電話 0857-26-7677 〇中部総合事務所県民福祉局 電話 0858-23-3270 〇西部総合事務所県民福祉局 電話 0859-31-9649 (受付時間) 月曜日から金曜日 午前8時30分~午後5時まで(祝日、年末年始は除く)
		鳥取県隣保館連絡 協議会	窓口名 河原人権福祉センター 住所 680-1222 鳥取市河原町曳田982-1 電話 0858-85-0135 FAX 0858-85-0139 e-mail tottorikenrinpokan@outlook.com HP URL 担当圏域 県内全域	本会は、県内の隣保館が研修会を目的に、年間を通じて人権研修会を中心に活動をしています。主な活動内容は、各地域内の相談事業について研修をして安心・安全な生活をできるように活動していますので、お気軽にお問い合わせください。